

令和7年度 さいたま市立大久保中学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

生徒が明るくいきいきとした表情で、充実した学校生活を送ることは、保護者をはじめ学校や地域の関係者にとっては、共通の願いであり、こうした期待に応えることは、学校教育に求められている責務といえる。

いじめは、生徒の健全な発達に甚大な影響を及ぼす深刻な問題であるだけでなく、人権侵害や犯罪に係る重大な問題である。さらに、深刻ないじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるという調査結果も出ていることから、さいたま市の教育が目指す人間像である「世界と向き合い 未来の創り手として輝き続ける人」を実現するためにも、いじめ問題は、学校にとって、総力を挙げて取り組むべき課題である。

さいたま市立大久保中学校いじめ防止基本方針は、「目が輝き、あふれんばかりの笑顔のある学校」をめざし、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的に対応することができるよう、具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する8の基本姿勢

- 1 いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。
- 2 いじめられている生徒を最後まで守り抜くという強い認識を持つ。
- 3 「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こり得る。」という強い認識を持つ。
- 4 いじめの訴え等を担当者が一人で抱え込むことなく、組織的に対応し、解決する。
- 5 いじめ問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図る。
- 6 学校教育活動全体を通じて、多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校・学級づくり、対等で自由な人間関係づくり、自己信頼感をはぐくめる環境づくり、適切な援助希求ができる体制づくりに努める。
- 7 生徒の生活実態をきめ細かく把握し、いじめの発見に努める。
- 8 いじめ問題の解決に向けて、保護者・関係機関・地域との連携を積極的に図るとともに、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、少年指導委員、浦和地区保護司
※必要に応じて、構成員以外のスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者等、関係者を招集できる。
- (3) 役割：いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- ・いじめの情報があつた時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・大久保中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正

(4) 開催

- ア 定例会（年2回程度開催）
- イ 校内委員会（生徒指導兼教育相談委員会等と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(5) 内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応
- ケ 学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。（未然防止、早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組）

2 大久保中いじめ対策チーム

- (1) 目的：大久保中におけるいじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会本部役員（会長、副会長、書記、会計）、学級委員
- (3) 開催：前期 ○ 新入生歓迎会後（生徒総会前）
：後期 ○ 後期生徒会改選後

(4) 内 容

ア いじめの実態について確認する。

イ (実態に基づき) いじめ撲滅に向けた話し合いを行う。

ウ 話し合いの結果を生徒総会の議案に取り上げる。

エ 生徒総会にて確認後、取組を推進する。

- ・生徒会本部によるいじめ撲滅キャンペーン (スローガンの提起、生徒会新聞の発行、生徒会校内放送、目安箱の設置等)
- ・「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」等での小・中学校合同による話し合い。
- ・生徒会朝礼等で生徒会長から話をする。

オ 前期の終わりに総括して成果と課題を確認し、後期につなぐ。

※後期も同様の流れで実施する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、道徳教育に係る全教職員の意識の醸成を図る。
- 道徳の内容項目と関連付けて、全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 生徒会等による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長・教職員による講話 (校長朝礼、生徒指導朝礼)
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりや学年だより等による家庭や地域への広報活動
 - ・ 全校生徒による、いじめ撲滅宣言の掲示物作成

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返すことにより、人との関わる際に必要となる力の定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだ力を活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気や力の定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：全学年1学期中の実施を予定する。

5 メディアリテラシー教育を通して

(1)「スマホ・タブレット安全教室」の実施

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を教職員同士で速やかに共有すること。（毎朝の打合わせ時・職員会議時の情報交換）
- ・情報に基づき、組織的に対応すること。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等

(2) おはようメーター：確実な実施と確認に基づく声かけ 等

(3) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている、嘲笑・叱責を受ける 等

(4) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等

(5) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等

(6) 部活動：ペアになれない、雑用をやらされている、きつい叱責ばかり言われる 等

(7) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：4月・8月・1月（年3回以上） ※必要に応じて実施する。

(2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒や保護者と面談を行う。

面談した生徒について、学年・学校全体で情報共有する。

その際、市教委から配布されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（生徒の様子も含む）」を記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 生徒指導体制の確立を図り、いじめに係る校内外の情報収集・共有化を推進し、「いじめに係る状況調査」に反映する。

(2) 簡易アンケートを毎学期（原則として7月、10月、2月）実施し、調査に反映させる。

(3) いじめを認知した時は、「児童生徒の心のサポート手引き - いじめに係る対応 -」に基づき対応する。

4 教育相談週間の実施

- (1) 教育相談週間を設定する。(11月全校三者面談の週)
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① さわやか教育相談員及びスクールカウンセラーによる相談業務の充実を図る。
 - ② 相談内容等については教育相談部会や学年会等に対応策を検討するとともに、組織的に指導・支援にあたる。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 11月に実施する。
- (2) アンケート結果の活用 : いじめ問題に係る訴えや相談があった場合には、組織的に迅速に対応する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：年2回の会議の際に、地域での生徒たちの様子等に係る情報提供をお願いする。
- (2) 大久保地区育成会・少年指導委員：あいさつ運動や、日々の地域巡回、地域の行事などでの生徒たちの様子を、定例会等の機会に情報提供を依頼する。
- (3) 学校運営協議会を中心として、地域での生徒たちの様子等に係る情報提供を依頼する。
- (4) 保護司：年2回の会議の際に、地域での生徒たちの様子等に係る情報提供を依頼する。
- (5) 自治協力会：夏祭り、体育祭（地域）、各種学校行事等の折りに、情報提供を依頼する。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「**児童生徒の心のサポート手引き - いじめに係る対応-**」に基づき、対応する。

No.	対応者	対 応 内 容
1	校長	① 情報を集約し、教職員の役割分担等に基づいた組織的な対応の全体指揮を行う。 ② 構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。 ③ 集まった情報を確認し、指導助言等を行う。 ④ 該当事案に係る情報収集・経過観察・見守り状況等を関係教職員へ適宜指示する。
2	教頭	① 一連の記録をとる。(十何：いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように、何人とともに、どんな方法・手段で、そのときどんな気持ちや考えをもっていたか、現在はどう思い、考えているか) ② 各教職員が役割分担通り適正に対応しているか、見届ける。 ③ 逐次対応状況等の情報を収集・整理し、校長に報告する。 ④ 学年主任、生徒指導主任、学級担任に対応を指示するとともに、見届け・確認を行う。
3	教務主任	① 教頭を補佐し、関係教職員間の連絡調整を図るとともに、各学年職員へ対応を指示する。 ② 一連の記録をとる。(十何：いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように、何人とともに、どんな方法・手段で、そのときどんな気持ちや考えをもっていたか、現在はどう思い、考えているか)

4	担任	① いじめが起きにくい環境づくり（学級経営）を行う。 ② 事実の確認のため、情報収集を行う。 ③ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。 ④ いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。 ⑤ いじめ問題の再発防止策を講じる。 ⑥ 関係保護者と連絡を取り合い、協力を仰ぎながら事態の解決に当たる。
5	学年担当	① 教頭・学年主任・生徒指導主任からの指示のもと、学級担任と連携しながら生徒への指導を行う。
6	学年主任	① 校長・教頭の指示を仰ぎながら、組織的な対応の要として、情報収集、連絡調整、情報共有・伝達指示等を行う。 ② 担任・担当と連携・協力しながら保護者対応を行う。
7	生徒指導主任 教育相談主任	① 生徒の情報を把握できる体制づくりをする。 ② いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の悩み等に対応する。 （担当学年とさわやか相談員やスクールカウンセラーとの連絡調整等を通じて） ③ いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。（担当学年とさわやか相談員やスクールカウンセラーとの連絡調整等を通じて） ④ 生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。 ⑤ 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。 ⑥ 記録をとる。（十何：いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように、何人とともに、どんな方法・手段で、そのときどんな気持ちや考えをもっていたか、現在はどう思い、考えているか）
8	特別支援教育 コーディネーター	① 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
9	養護教諭	① いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の悩み等に対応するとともにいじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。 （さわやか相談員やスクールカウンセラーとの連携しながら） ② 様々な生徒から情報収集をするとともに、その情報の共有化を図る。
10	部活動顧問	① いじめが起きにくい環境づくりを行う。 ② 事実の確認のため、情報収集を行う。 ③ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。 ④ いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。 ⑤ いじめの再発防止策を講じる。 ⑥ 関係保護者と連絡を取り合い、協力を仰ぎながら事態の解決に当たる。
11	さわやか相談員	① 生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
12	スクール カウンセラー	① 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。 ② いじめの背景について考察する。
13	スクール ソーシャルワーカー	① 情報の提供及び専門的な立場から、生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
14	保護者	① 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。 ② 問題の円満な解決に向けて、学校等との連携を強化する。
15	地域	① 登下校時や休日など、生徒が学校外で活動する時間帯等の生徒の様子から、深刻ないじめにつながるような状況が見て取れた場合、学校や当該保護者に連絡・報告・相談する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「**児童生徒の心のサポート手引き - いじめに係る対応 -**」等に基づいた対応を確実に行う。

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

深刻ないじめは、どの学校、どの学級、どの部活動、どの生徒にも、発生する可能性が高く、また、被害にあった生徒だけでなく、いじめを行った生徒にとっても様々な影響を与えることから、いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底（年度当初職員会議）

基本方針に則った対応ができるよう、年度当初の職員会議において、本校の「学校いじめ防止基本方針」の周知を全教職員に対して行う。そのことにより、いじめに関する教職員間の「温度差」を取り除き、共通意識・共通行動へつなげる。

- (2) 取組評価の実施（2月職員会議）

学校評価と同時期に、教職員によるいじめに関する取組評価も行い、次年度の取組内容や基本方針の見直し等に反映させていく。併せて、いじめ対策委員会からの意見についても学校での取組にフィードバックさせていく。

- (3) 職員会議時に、生徒指導・教育相談に係る情報交換を行い、全教職員による情報の共有化を推進する。

2 校内研修

(1) 「わかる授業を進めること」

すべての生徒が参加できるような授業や、授業を通して達成感・成就感等が得られるような授業を進めることが、学力の向上だけでなく、いじめも含めた生徒指導上の問題の未然防止につながる。そこで、そのための方策として、授業規律の確立とユニバーサルデザインを取り入れた授業の推進のための研修を計画・実施する。

① 授業規律の確立

具体的な授業規律について、校内研修等において確認し、共通行動につなげていく。また、授業規律を維持していくための工夫などについて、学ぶ機会を設定する。

② ユニバーサルデザインを取り入れた授業の推進

誰にでもわかりやすく、安心して学ぶことができる教育環境（環境の工夫、ルールの明確化、視覚的な支援、発問や指示の工夫、認め合う場の設定等）を創出することで、授業規律はもとより、わかる楽しさを感じさせ、自己有用感を高めることで、いじめ等生徒指導上の問題の未然防止を図る。

(2) 生徒指導・教育相談・特別支援教育に係る研修

① いじめに係る基礎的な知識やノウハウ、心構え、対応等を内容とした研修を、管理職、生徒指導主任、教育相談主任や指導主事等を講師として夏季休業中等に実施する。

② 「人間関係プログラム」

いじめなどの問題行動の背景には、子どもの社会性の欠如が関わっているといわれていることから、社会性の育成プログラムとして有効な「人間関係プログラム」等を効果的に活用するための研修を実施する。

③ 児童生徒理解など

「生徒指導は、『生徒の理解に始まり、理解に終わる』」といわれており、その生徒指導の基盤である多面的・総合的な生徒理解について一人ひとりの教職員が深められるよう、方策や生徒指導・教育相談体制の充実を図るための研修を、管理職、生徒指導主任、教育相談主任や指導主事等を講師として夏季休業中等に実施する。

さらに、関係小学校との連携を強化し、生徒に係る様々な情報（これまでの人間関係等）を中学校での指導に生かす。（小・中合同研修等の活用）

(3) 情報モラル研修

インターネット上のいじめが深刻な状況にあることから、「ネットいじめ」や「インターネットトラブル」についての最新情報や注意点等について、スマホ・タブレット安全教室等を活用しながら、教職員の理解を深める。

(4) 人権・道徳教育に係る研修

お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を尊重する態度を育てることは、いじめの未然防止につながることから、人権意識や道徳教育に係る研修を実施する。

X PDCAサイクル

いじめ問題に対し、高い問題意識を保つとともにその取組内容のマンネリ化を防止することによって、より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、いじめに係る各組織によって、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：年2回とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期：6月、1月とする。

(2) いじめ対策委員会の開催時期：7月、2月とする。

(3) 校内研修会等の開催時期：8月とする。